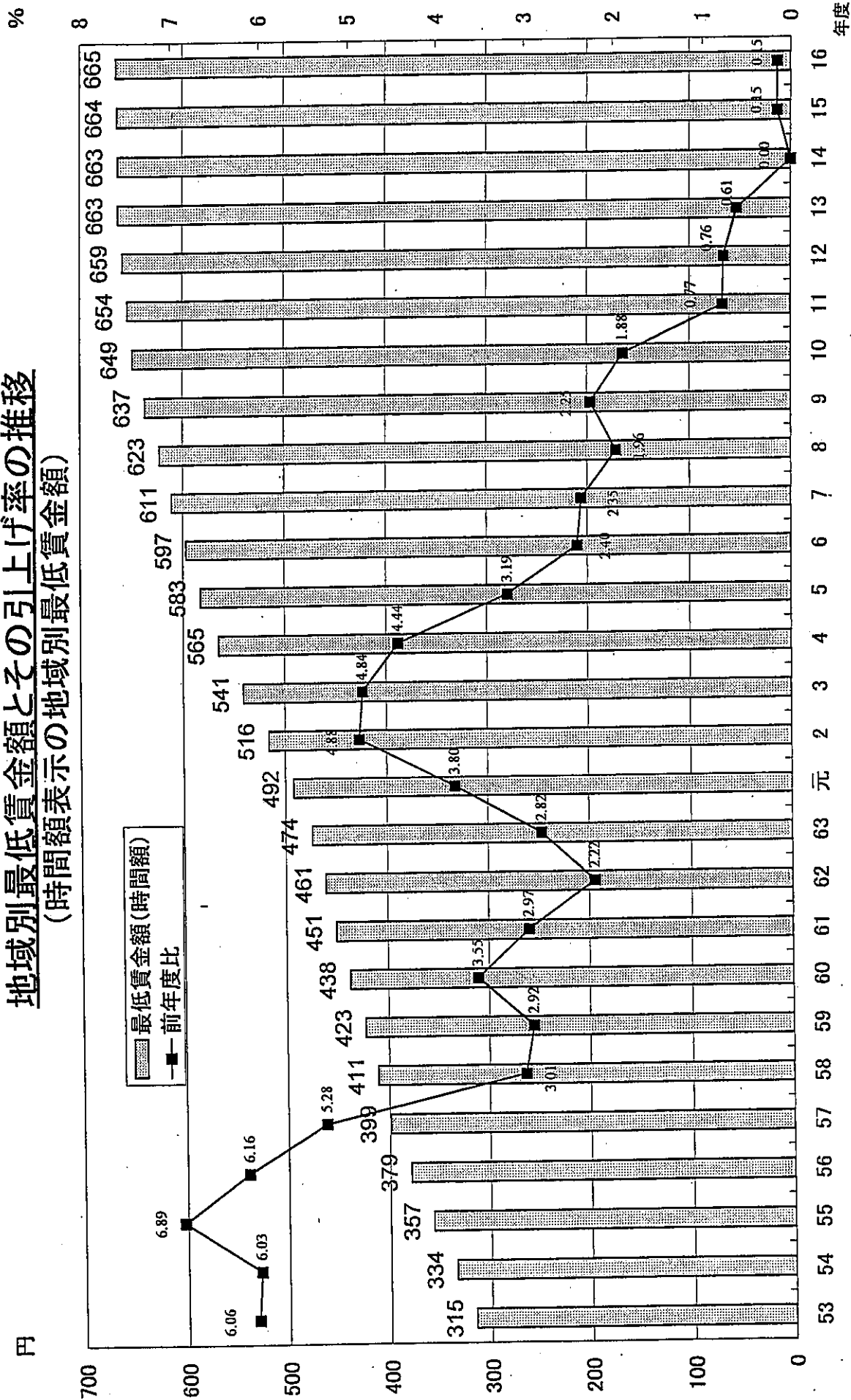


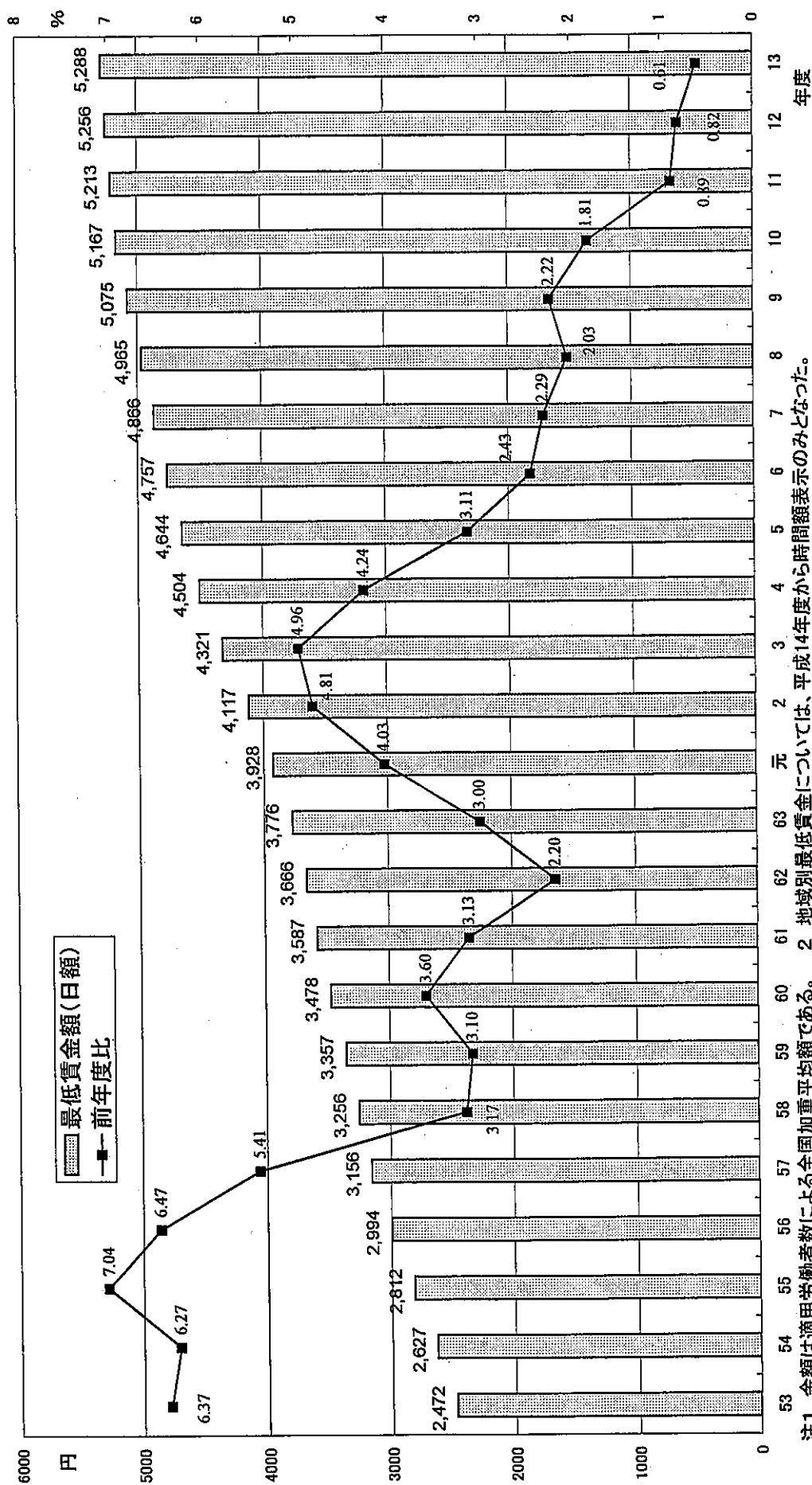
# 地域別最低賃金額とその引上げ率の推移 (時間額表示の地域別最低賃金額)



注1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。 2 地域別最低賃金については、平成14年度から時間額表示のみとなった。

## 地域別最低賃金額とその引上げ率の推移②

### (日額表示の最低賃金額)



注1 金額は適用労働者数による全国加重平均額である。 注2 地域別最低賃金については、平成14年度から時間額表示のみとなった。

# 地域別最低賃金額改定の目安の推移

(単位：円)

	① 日額による目安							② 時間額による目安				
	平成 6年度	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
引上げ率(%)	2.4	2.3	2.1	2.2	1.8	0.9	0.8	0.68	—	0.0	—	
Aランク	118	116	108	116	97	49	44	38	注3 } 0 }			
Bランク	114	110	103	110	92	47	42	36				
Cランク	108	106	99	106	89	45	40	35				
Dランク	102	100	93	100	84	43	38	33				

(注) 1 各ランクごとの改定の目安は、最低賃金（平成13年度までは日額、平成14年度から時間額）に  
対する金額である。

2 A～Dのランクは、各都道府県の経済実態に基づき区分けしたものの。

3 平成14・16年度の目安は、「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当」である。

# 目安小委員会における引上げ率及び賃金改定状況調査の第4表の賃金上昇率の推移

年度	昭和53年度	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	平成元年度	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	
目安小委員会における引上げ率	(注1)	(注2)	7.0	6.4	5.4	3.2	3.1	3.6	3.0	2.2	3.0	4.05	4.8	4.9	4.2	3.1	2.4	2.3	2.1	2.2	1.8	0.9	0.8	0.68	(注5)	0.0	(注5)	
賃金改定状況調査の引上げ率	A	6.2	6.4	7.8 (8.1)	6.6 (6.8)	5.1 (5.0)	3.5 (3.4)	3.1 (3.3)	3.2 (3.4)	2.8 (3.2)	2.2 (2.5)	2.9 (3.0)	4.0 (4.1)	4.5 (4.9)	4.6 (4.7)	3.9 (3.9)	2.6 (2.9)	2.0 (2.0)	2.0	2.0	1.8	0.8	0.8	0.7	0.1	-0.1	-0.1	-0.1
	B	6.6	6.6	7.5 (7.2)	6.0 (5.8)	5.2 (5.2)	3.7 (3.6)	3.2 (3.1)	3.7 (3.6)	3.1 (3.2)	2.4 (2.1)	3.2 (3.1)	4.1 (4.3)	5.1 (5.2)	4.7 (4.7)	4.1 (4.4)	3.1 (3.2)	2.1 (2.3)	2.2	2.2	2.1	1.8	1.0	0.8	0.6	0.1	-0.2	0.0
	C	7.2	6.5	7.2 (7.0)	5.9 (5.9)	5.0 (5.0)	3.3 (3.1)	2.8 (3.0)	3.6 (3.7)	3.0 (3.0)	2.2 (2.1)	2.7 (2.9)	3.8 (3.9)	4.7 (4.8)	4.5 (4.8)	4.1 (4.4)	3.1 (3.0)	2.3 (2.4)	2.2	2.1	2.3	1.9	0.9	0.7	0.0	0.0	-0.2	-0.2
	D	7.7	6.7	6.6 (6.8)	5.3 (5.5)	4.3 (4.1)	2.9 (2.8)	2.7 (2.7)	3.1 (3.2)	2.7 (2.6)	1.8 (1.7)	2.5 (2.8)	3.6 (3.6)	4.3 (4.3)	4.7 (5.1)	3.9 (4.1)	3.1 (3.3)	2.4 (2.4)	2.5	2.2	2.2	1.9	0.8	0.8	0.7	0.2	-0.2	-0.2
計	7.0	6.4 (6.2)	7.1 (7.1)	5.7 (5.8)	4.8 (4.7)	3.4 (3.2)	3.0 (3.1)	3.4 (3.5)	2.9 (3.0)	2.2 (2.2)	2.9 (3.0)	3.9 (4.0)	4.7 (4.8)	4.6 (4.8)	4.0 (4.2)	2.9 (3.1)	2.2 (2.3)	2.3	2.1	2.2	1.8	0.9	0.8	0.7	0.1	-0.1	-0.1	

(注1) 昭和53年度の引上げ率はAランク及びBランク6.3%、Cランク6.5%、Dランク6.6%である。

(注2) 昭和54年度の引上げ率はAランク及びBランク6.1%、Cランク6.3%、Dランク6.4%である。

(注3) 下段の( )は男女構成の変化による影響を除去した数値である。

(注4) 平成13年度以前は日額、平成14年度以降は時間額によるものである。

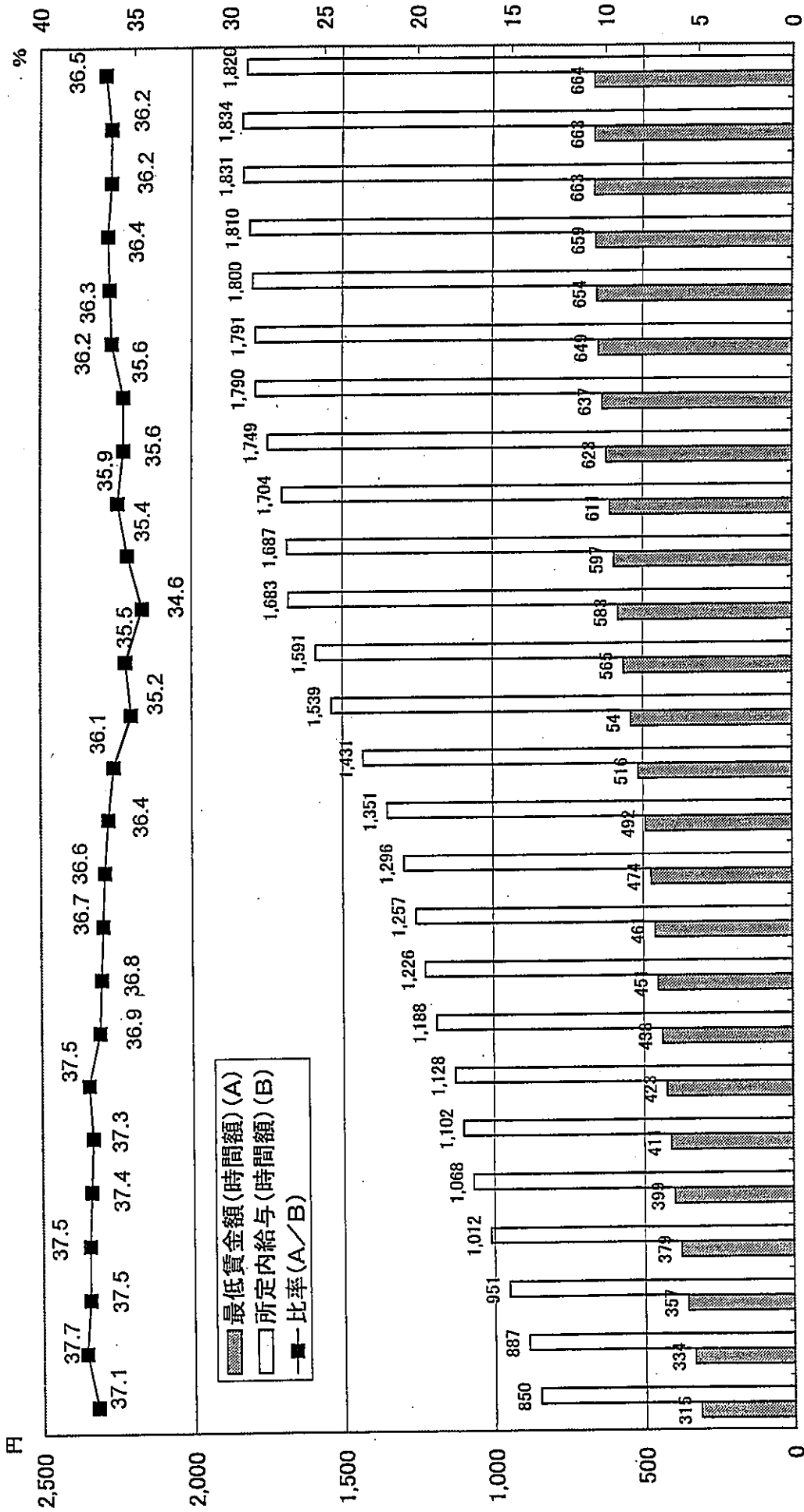
(注5) 平成14年度及び平成16年度は「現行水準の維持を基本として引上げ額の目安は示さないことが適当」である。

## 平成16年度地域別最低賃金改定状況

(平成16年8月24日現在)

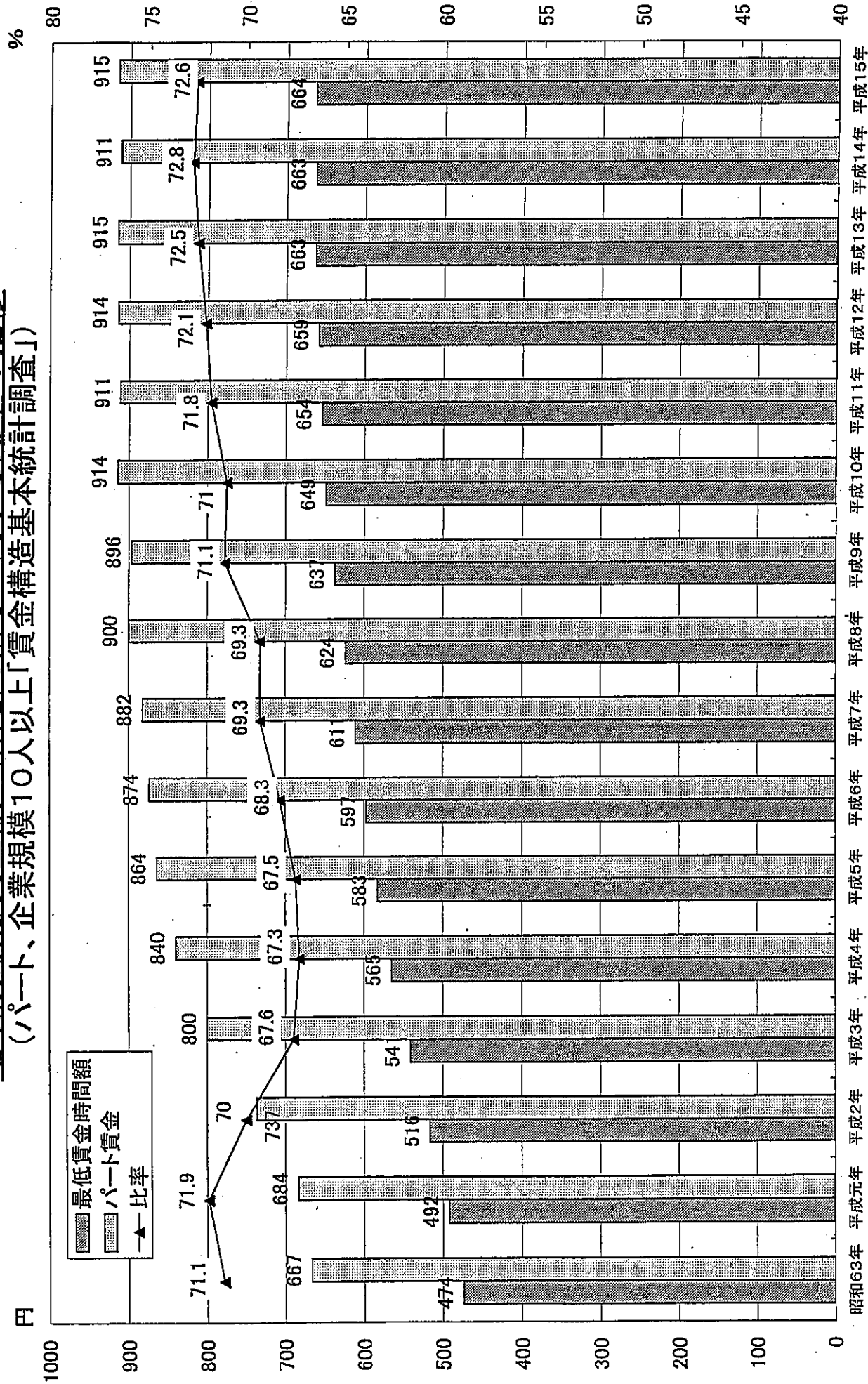
都道府県名	最低賃金時間額 (単位:円)	発効年月日
北海道	638	平成16年10月1日
青森	606	平成16年10月1日
岩手	606	平成16年10月1日
宮城	619	平成16年10月1日
秋田	606	平成16年9月30日
山形	607	平成16年10月1日
福島	611	平成16年10月1日
茨城	648	平成16年10月17日
栃木	649	平成16年10月1日
群馬	645	平成16年10月1日
埼玉	679	平成16年10月1日
千葉	678	平成16年10月1日
東京	710	平成16年10月1日
神奈川	708	平成16年10月1日
新潟	642	平成16年9月30日
富山	644	平成14年10月1日
石川	646	平成16年10月1日
福井	643	平成16年10月1日
山梨	648	平成16年10月1日
長野	647	平成16年10月1日
岐阜	669	平成16年10月1日
静岡	673	平成16年10月1日
愛知	683	平成16年10月1日
三重	668	平成16年10月1日
滋賀	652	平成16年10月1日
京都	678	平成16年10月1日
大阪	704	平成16年9月30日
兵庫	676	平成16年9月30日
奈良	648	平成16年10月1日
和歌山	645	平成14年10月1日
鳥取	611	平成16年10月1日
島根	610	平成16年10月1日
岡山	641	平成16年10月1日
広島	645	平成16年10月1日
山口	638	平成16年10月1日
徳島	612	平成16年10月1日
香川	620	平成16年10月1日
愛媛	612	平成16年10月1日
高知	611	平成14年10月1日
福岡	645	平成16年10月1日
佐賀	606	平成16年10月1日
長崎	606	平成16年10月1日
熊本	607	平成16年10月1日
大分	607	平成16年10月1日
宮崎	606	平成16年10月1日
鹿児島	606	平成16年10月1日
沖縄	606	平成16年10月1日
全国加重平均額	665	—

# 地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率の推移 (パートを含まない一般労働者、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)



昭和53年、55年、57年、59年、61年、63年、65年、67年、69年、71年、73年、75年、77年、79年、81年、83年、84年  
 注1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。2 所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によるもので、産業計・企業規模10人以上の数字を所定内実労働時間数で割ったものである。

# 地域別最低賃金額の所定内給与に対する比率の推移 (パート、企業規模10人以上「賃金構造基本統計調査」)



注1 最低賃金額は適用労働者数による全国加重平均額である。2 所定内給与は、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」によるもので、産業計・企業規模10人以上の数字を所定内実労働時間で割ったものである。